

贈与税の申告と納税

贈与税の申告と納税期限

贈与税の申告と納税は、原則、財産をもらった人が、もらった年の翌年の2月1日から3月15日までに行うことになっています。

贈与税の申告書の提出先

原則、贈与税の申告書の提出先は贈与を受けた人の住所を所轄する税務署です。

納税

納税は税務署だけでなく金融機関や郵便局の窓口でも納付できます。

(注) 申告期限までに申告しなかった場合や実際にもらった額より少ない額で申告した場合には、本来の税金以外に加算税がかかります。

また、納税が期限に遅れた場合は、その遅れた税額に対して利息に当たる延滞税がかかります。

延納について

贈与税もほかの税金と同じく金銭で一時に納めるのが原則です。

しかし、一度に多額の納税をすることが難しい場合もあり、そのような方のために延納という納税方法があります。この延納は一定の条件の下に5年以内の年賦により納税する方法です。

1. 延納を受けるための要件

延納を受けるには、次の三つのすべてに当てはまる必要があります。

- イ.申告による納付税額などが10万円を超えていること
- ロ.金銭で一度に納めることが難しい理由があること

八.担保を提供すること

ただし、延納税額が 50 万円未満で延納期間が 3 年以下の場合は担保は必要ありません。

(2) 延納するための手続

3 月 15 日などの納期限又は納付すべき日までに延納申請書を税務署に提出することが必要です。

税務署長は延納申請書に基づいて延納の許可又は却下をすることになります。なお、延納ができることになった税金には年率 6.6 % の利子税がかかります。

また、利子税について、当分の間の措置として、次のとおり軽減されることとなりました。

贈与税の延納利子税の割合について、各分納期間の開始の日の属する月の 2 ヶ月前の月の末日の公定歩合に 4 % を加算した割合(以下「延納特例基準割合」といいます。)が 7.3 % に満たない場合には、その分納期間においては現行の利子税の割合に延納特例基準割合が 7.3 % に占める割合を乗じて計算した割合(以下「延納特例割合」といいます。)となります。これを算式で示すと次のとおりです。

$$\text{現行の延納利子税の割合} \times \frac{\text{延納特例基準割合}}{\text{年 7.3\%}} = \text{延納特例割合}$$

(原則年 6.6%) (0.1%未満の端数切捨て)

この特例は平成 12 年 1 月 1 日以後の期間に対応する利子税について適用されています。